

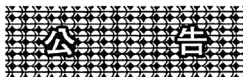
上伊那郡中川村大草610番の8地先まで

上伊那郡飯島町日曾利2番の2地先から

上伊那郡飯島町日曾利3番の26地先まで

3 供用を開始する期日 令和3年4月12日

道路管理課



公告

調理師試験を次のとおり行います。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和3年9月16日(木) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

3 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、調理師法(昭和33年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、令和2年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(6,200円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

令和3年7月6日(火)から令和3年7月8日(木)まで(郵送による場合は、令和3年7月8日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、84円切手を貼ったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては長野市保健所、松本市を受験地として希望する場合にあっては松本市保健所においても受付が可能です。)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和3年10月14日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所及び松本市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所又は松本市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部守一

1 試験の日時及び場所**(1) 日時**

令和3年9月16日(木) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。)附則第3項又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。)附則第2項に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 法附則第2項に規定する者

4 受験手続**(1) 提出書類等**

ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。))

ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、令和2年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(9,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

令和3年7月6日(火)から令和3年7月8日(木)まで(郵送による場合は、令和3年7月8日までの消印のあるもの限り受け付けます。その際、84円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合には長野市保健所、松本市を受験地として希望する場合には松本市保健所においても受付が可能です。)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和3年10月14日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所及び松本市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所又は松本市保健所に行ってください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

公告

県営横手・畔ノ上地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営畑地帯総合土地改良事業
- 2 工事の着手年月日
平成29年11月1日
- 3 工事の完了年月日
令和3年2月18日

農地整備課

公告

県営間長瀬・吉田地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営農村地域防災減災事業（特定農業用菅水路）
- 2 工事の着手年月日
平成27年8月10日
- 3 工事の完了年月日
令和3年3月16日

農地整備課

公告

令和3年3月31日、長野県神川沿岸土地改良区の定款変更を認可しました。

令和3年4月12日

長野県上田地域振興局長 永原 龍一

農地整備課

公告

令和3年3月31日、長野県神川沿岸土地改良区管理規程を認可しました。

令和3年4月12日

長野県上田地域振興局長 永原 龍一

概要

神川左岸幹線用水頭首工管理規程

- 第1章 総則
- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び整備に関する事項
- 第4章 緊急事態における措置に関する事項
- 第5章 雑則

山吹堰頭首工管理規程

- 第1章 総則
- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

内ノ原堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

窪・小西堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

横尾堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

吉田堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

堀越堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

新屋堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

林之郷堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

岩門堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

大屋堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

常田堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

岩下堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

久保堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

農地整備課

公告

豊野町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和3年4月12日

長野県長野地域振興局長 吉 沢 正

理事

新任

氏 名 住 所

櫻井 伸 一 長野市吉田2丁目29番11号

退任

氏 名 住 所

西澤 雅 樹 長野市川中島町御厨333番70

監事

新任

氏 名 住 所

松本 直 樹 長野市大字高田499番地1

退任

氏 名 住 所

松本 政 則 長野市大字高田1067番地6

農地整備課

公告

清野土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和3年4月12日

長野県長野地域振興局長 吉 沢 正

理事

新任

氏名	住所
宮澤史浩	長野市松代町清野63番地
山口幸一	長野市松代町清野464番地
市川隆	長野市松代町清野422番地
大沢健二	長野市松代町清野515番地
小林貞夫	長野市松代町清野611番地1
駒村哲也	長野市松代町清野885番地
関川晃	長野市松代町清野957番地
上原正彦	長野市松代町清野977番地1
倉石祥之	長野市松代町清野1941番地2
倉石正	長野市松代町清野1659番地
窪田浩和	長野市松代町清野1929番地
小林俊生	長野市松代町清野1570番地3
安川和子	長野市松代町松代224番地
寺澤眞	長野市松代町松代424番地
倉田啓	長野市松代町松代343番地6
小林俊子	長野市松代町松代1546番地10
大久保剛	長野市松代町松代1375番地1
相澤幸隆	長野市松代町西寺尾950番地
山崎宣昭	長野市松代町岩野699番地

重任

氏名	住所
花見敏史	長野市松代町清野907番地
橋本義紀	長野市松代町清野962番地
近藤和夫	長野市松代町清野1107番地1
赤池芳夫	長野市松代町清野1150番地
倉石芳夫	長野市松代町清野1944番地
中村良雄	長野市松代町清野3502番地2
田窪辰夫	長野市松代町清野1553番地
相澤久夫	長野市松代町松代395番地
佐藤義雄	長野市松代町西条4241番地

退任

氏名	住所
新村晃良	長野市松代町清野55番地
安藤昌範	長野市松代町清野445番地
近藤利章	長野市松代町清野429番地
酒井悦男	長野市松代町清野516番地
大沢隆司	長野市松代町清野605番地1
丸山泰伸	長野市松代町清野881番地
小出博一	長野市松代町清野918番地1
関口敏幸	長野市松代町清野987番地
石坂由久	長野市松代町清野3502番地2
浅井康夫	長野市松代町清野1923番地
中澤重昌	長野市松代町清野1519番地1
宮川守人	長野市松代町清野1553番地
石川栄一	長野市松代町清野421番地
磯貝元伸	長野市松代町清野344番地
横田宣子	長野市松代町清野395番地
中澤健	長野市松代町清野1475番地2
倉田志げる	長野市松代町西寺尾1994番地
五明敬治	長野市松代町西条4241番地
上原敏彦	長野市松代町清野505番地

監事

新任

氏名 住所

玉井 茂雄 長野市松代町清野467番地

重任

氏名 住所

両角 克己 長野市松代町清野505番地

原田 圭二 長野市松代町清野1522番地

退任

氏名 住所

小出 久 長野市松代町清野1522番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年4月12日

長野県佐久建設事務所長 中田 英郎

1 許可番号

令和3年2月4日 長野県佐久建設事務所指令2佐建第65-18号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字東野沢原1323-134、字下中原449-34、449-35、449-36、449-37

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿7-10-1

ロイヤルコーポレーション株式会社 代表取締役 木島 寛

都市・まちづくり課